

◆総合課税の譲渡・一時所得・分離短期譲渡所得・分離長期譲渡所得・株式等に係る所得・山林所得・退職所得のある人は、下の表に記載してください。

◆納税方法

給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る市県民税の納税方法
☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

◎別居(国内)の扶養親族等に関する事項

1	カナ氏名	
	住所	
2	カナ氏名	
	住所	

◎別居(国外)の扶養親族等に関する事項

1	カナ氏名	
	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	
2	カナ氏名	
	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	

		① 収入金額	② 必要経費	③ 差引(①-②)	④ 特別控除額	所得金額(③-④)	⑤+(⑥+③)×1/2
総合課税の譲渡	短期	円	円	円	円	a	円
	長期	円	円	円	円	b	円
	一時	円	円	円	円	c	円
分離短期譲渡所得	短期()	円	円	円	円		円
	長期()	円	円	円	円		円
	株主優待等	円	円	円	円	64	円
	上場分	円	円	円	円	65	円
	上場株式等の配当	円	円	円	円	66	円
先物取引	円	円	円	円	67	円	
山林所得		① 収入金額	② 必要経費	③ 特別控除額	④ 青色申告特別控除額	所得金額(①-②-③-④)	
		円	円	円	円	68	円
退職所得		① 収入金額	勤続年数	普通・障害の別	② 退職所得控除額	③ 差引(①-②)	所得金額(③×1/2)
		円	年 月 日	普通・障害	円	円	69

上場株式等の配当所得に関する事項	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		年 月	円	円
		年 月	円	円
寄附金除	都道府県、市区町村分	円	都道府県	円
	住所地の共同募金会、日赤支部	円	市区町村	円
「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。 「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金について、それぞれ合計寄附金額を記入してください。				

◎所得のない方——該当する理由に○印をつけ、記入してください。

	(住所)	(氏名)	(申告者からみた続柄)
1. 次の者に扶養されていた。……	世帯主		
※扶養していたのが世帯主の場合は世帯主に○印を、それ以外の場合は扶養していた人の住所・氏名・続柄を記入してください。			
2. 病気療養中であった。……	(期間)	～	
3. 失業中であった。……	(期間)	～	(失業雇用保険) 円
4. 非課税所得を受給していた。…	該当に○印→遺族年金・障害年金・傷病年金・その他()		円
5. 貯蓄で生活していた。			
6. その他(理由)			

※平成26年1月から、事業・不動産所得等を生ずべき業務を行う全ての方が、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎日雇の人の記載欄

(日給などの給与所得、雑所得がある人で、源泉徴収票のない人)

	収入	経費	所得(収入-経費)
[例]	10,000円×25日 250,000円	生計維持費 5,000円 労働保険料 20,000円 計 25,000円	225,000円 (250,000円-25,000円)
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
計			

◎事業・不動産所得に関する事項

科目	金額
① 売上(収入)金額	円
必要経費	円
売上原価(仕入金額)	円
租税公課(事業税・自動車税・固定資産税など)	円
水道光熱費(水道代・ガス代・電気代)	円
旅費通信費(電話代・交通費)	円
広告宣伝費(広告用マッチ等の費用)	円
修繕費(店舗・車両等の修繕費)	円
減価償却費(車両・店舗の償却費)	円
給料・賃金(従業員の給料・賞与・賃金)	円
借入金利子(借入資金の利子)	円
地代・家賃(営業部分のみ)	円
消耗品費・その他の経費	円
② (必要経費)の計	円
③ 差引所得(①-②)	円
④ 専従者控除額	円
⑤ 所得金額(③-④)	円

◎事業専従者に関する事項

事業専従者	氏名	続柄	生年月日	個人番号	従事月数	専従者給与(控除)額
			年 月 日			円
			年 月 日			円

◎事業税に関する事項

この申告書を提出された方は、事業税の申告書を提出する必要はありません。

非課税所得など	損益通算の特例適用前の不動産所得	事業用資産の譲渡損失など	前年中の開(廃)業	他都道府県の事務所等
番号 所得金額 円	円 資産の種類 損失額、被災損失額(白)		開始・廃止 月 日	有・無

(切り取らないでください)

◎生命保険料控除を求める算式(表面の生命保険料控除欄の㊸～㊻を当てはめてください。) ※算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

【Ⅰ】平成24年1月1日以後に締結した保険契約分(新)
一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除

支払保険料の金額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払保険料の金額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料の金額×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料の金額×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

【Ⅱ】平成23年12月31日以前に締結した保険契約分(旧)
一般生命保険料控除および個人年金保険料控除

支払保険料の金額	生命保険料控除額
15,000円以下	支払保険料の金額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料の金額×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料の金額×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

一般の生命保険料

㊸の金額を計算式Ⅰに当てはめた結果の金額	㊹(最高28,000円)
㊺の金額を計算式Ⅱに当てはめた結果の金額	㊻(最高35,000円)
㊸ + ㊺	㊼(最高28,000円)
㊽(㊸と㊼のいずれか大きい金額)	

介護医療保険料

㊾の金額を計算式Ⅰに当てはめた結果の金額	㊿(最高28,000円)
----------------------	--------------

個人年金保険料

㊿の金額を計算式Ⅰに当てはめた結果の金額	㊿(最高28,000円)
㊿の金額を計算式Ⅱに当てはめた結果の金額	㊿(最高35,000円)
㊿ + ㊿	㊿(最高28,000円)
㊿(㊿と㊿のいずれか大きい金額)	

生命保険料控除額	㊸+㊹+㊿(最高70,000円)
----------	------------------